

千葉大学における 研究者の行動規範

平成18年10月19日 制定／平成25年3月21日 改訂

研究者が当然備えるべきものである倫理を、

千葉大学における研究者の行動規範として作成した。

この行動規範は、

千葉大学行動規範(平成17年10月11日制定)の精神に則り、

特に研究者の行動規範として、

「科学者の行動規範」(平成25年1月25日 日本学術会議)に

準拠して作成したものである。

なお、本行動規範における「研究者」とは、

人文・社会科学から自然科学までを包含するすべての学術分野において、

新たな知識を生み出す活動、

あるいは科学的な知識の利活用に従事する

研究者、専門職業者を意味する。

千葉大学における研究者の行動規範（抜粋）

1 研究者の責務

- 人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献する。
- 常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努める。
- 科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚する。
- 研究資金の使用にあたっては、社会的な期待が存在することを常に自覚する。
- 研究の意義と役割とともに、人間、社会、環境に及ぼし得る影響を評価し、公表する。
- 研究の成果が、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識する。

2 公正な研究

- 研究成果を論文などで公表するとともに責任を負わなければならない。
- 研究・調査データのねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。
- 不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組み、社会の理解と協力が得られるよう努める。
- 協力者的人格、人権を尊重し、福利に配慮し、動物などに対しては、真摯な態度で扱う。

3 社会の中の科学

- 政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。
- 客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。
- 研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。
- 科学的知見が政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。

4 法令の遵守など

- 研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。
- 人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、個人の自由と人格を尊重する。
- 自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、公共性に配慮しつつ適切に対応する。